

【提 言】

日本の抱える「病」克服と自立のための方法

平成 24 年（2012 年）5 月

一般社団法人 関西経済同友会
自立型地域社会を考える委員会

【提言】日本の抱える「病」克服と自立のための方法 要旨

I. 自立都市になにわ・持続可能な自治へ

【本文 p 1～p 2】

- 税金をあてにした国家による支援が蔓延・構造化しており、自立精神を失った大阪の停滞はそのことを象徴している。
- 困れば政府に頼み、補助金をあてにしてきた姿は、正しい「自立」「自治」のあり方ではない。個人、企業、自治体は「政府への過度の依存」という病に罹患している。
- 大阪の低迷の背景には、行き過ぎた個人保護、企業活動に関する規制、肥大化した行政サービスなど諸制度の硬直化があると考える。
- 法令・制度そのもののあり方を見直し、「自立都市・なにわ、持続可能な自治」構築に資する議論に向けた問題提起を行うことが、本稿の目的である。



II. 現状認識—日本の抱える「病」と処方箋

【本文 p 3～p 5】

1. 3つの依存 ①個人の依存／②企業の依存／③行政の依存
2. 「病」への処方 ①個人の自立／②企業の自立／③行政の自立



III. 提言「病」の克服と自立のための方法

【本文 p 6～p 9】

提言 1 労働規制の見直し

【1-1 「最低賃金制度の弊害」の再考】最低賃金制度は、最低額を固定化することで、高齢者・「ゆとり世代」・長期失業者などの就業・再就業チャンスを妨げているのではないかと。同制度を撤廃することで、就業チャンスの拡大を図れるのではないかと。

提言 2 「行き過ぎた保護」の見直し

【2-1 「真の弱者のみを救う、真のセーフティネット」の構築】現在の生活保護が個人の自立を損なう方向に機能している。弱者救済は基本的に「自助と共助」に委ねるべきではないかと。居宅主義から施設主義にシフトさせ、現物給付を中心にするなどで不正受給の予防となる。

【2-2 「過度のプライバシー尊重」の見直し】個人情報保護法については一部に誤解や過剰反応がみられる。国勢調査への協力拒否など、国民側の「過剰な権利意識」が変わらないのであれば、同法の大幅な改正を考えるべきである。

提言 3 自由化政策の推進

【3-1 企業や業界を縛る規制の撤廃】市場原理の全否定は社会の活力低下につながる。消費者の利益・自然環境が確保されるという制約下で、自由競争は大に行われるべきであり、その妨げとなる規制は撤廃すべきである。

提言 4 民営化を意識した組織の一層のスリム化

【4-1 民営化の徹底】既存の行政サービスは基本的に民間が担うよう発想を転換する。教育も「聖域」視せず、民営化について考える。

【4-2 不正を許さない情報公開・監視の徹底】行政サービスの民営化の前提として、情報公開を徹底し、国民による監視を強化する。

提言 5 自立した地域としての関西州の責務

【5-1 関西州の実現と国家債務の「相応分」の返済】関西州が実現した場合、経済力・人口規模に応じ、国家の借金を関西州で引き受け、自立した地域としての姿勢を示すことを検討すべきではないかと。ただし、道州制実現までに新規の借金の発生が止まることが前提である。

目 次

提言要旨

I. 自立都市になにわ・持続可能な自治へ	1
II. 現状認識－日本の抱える「病」と処方箋	3
1. 3つの依存	3
(1) 個人の依存	3
(2) 企業の依存	3
(3) 行政の依存	4
2. 「病」への処方箋	4
(1) 個人の自立	4
(2) 企業の自立	4
(3) 行政の自立	5
III. 提言「病」の克服と自立のための方法	6
1. 個人の自立促進	6
提言1. 労働規制の見直し	6
1-1 「最低賃金制度の弊害」の再考	6
提言2. 「行き過ぎた保護」の見直し	6
2-1 「真の弱者のみを救う、真のセーフティネット」の構築	6
2-2 「過度のプライバシー尊重」の見直し	7
2. 企業の自立促進	7
提言3. 自由化政策の推進	7

3-1 企業や業界を縛る規制の撤廃	7
3. 行政の自立促進	8
提言4. 民営化を意識した組織の一層のスリム化	8
4-1 民営化の徹底	8
4-2 不正を許さない情報公開・監視の徹底 ～民営化に伴う監視の強化～	8
提言5. 自立した地域としての関西州の責務	9
5-1 関西州の実現と国家債務の「相応分」の返済	9
おわりに	10
＜資 料＞	
平成23年度 自立型地域社会を考える委員会 活動状況	11
平成23年度 自立型地域社会を考える委員会 正副委員長およびスタッフ名簿	12

I. 自立都市なにわ・持続可能な自治へ

高度成長の終焉とともに多くの改革提案がなされた。だが、見かけの繁栄と異なり、日本の経済力・教育力を示すデータは将来への大きな不安を示している。なかでも税金をあてにした国家による支援が蔓延・構造化しており、自立精神を失った大阪の停滞はそのことを象徴している。それどころかこの現象は大阪だけではない。リーマンショック以後の欧米諸国が明るい展望を示しえないのも同じ構造による。

しかしながら大阪から起きている新しい政治的動きや、関西における若年の女性首長の出現は、その殻を破る可能性をも示している。そこで、かつて「英国病」といわれた反英思想・過剰な権利意識・福祉幻想に甘やかされた英国を復活させた教育・歴史観・社会慣行の改革等を参考に、我々のルーツである明治維新前の「大坂・なにわ」を顧みて、冷静に今の大阪の現状を踏まえ、その根源的な問題点を指摘し、日本独自の新しい活力ある社会を築くための方法について提言する。

自立や自治とは、地方議会をつくり、そこで条例をつくることでも、中央政府から自治体に権限を移譲することでもない。「官から民へ」を徹底して「官に依存しない」状態、なによりも「おのおのがおのおのの稼ぎで工夫して生きる」状態に他ならないものである。社会全体でいえば、民間側から見て、「自分の稼ぎで工夫して生きる」ことを実現できる伝統に裏付けられた道徳・道理が共通の価値観として自然に守られ、そして政府・自治体、政治家・役人に、経済や生活や道徳を干渉されない「伝統的な道徳・道理に裏打ちされた自由」な状態が、自立・自治と言えよう。

天下の台所「大坂・なにわ」とは、まさにそのような都市であったと言える。そのことを象徴しているのが、道頓堀であり、淀屋橋である。こうした大坂と、現在の大阪、さらには日本全体を照らし合わせれば、処方が見いだせるはずである。

困れば政府に頼み、補助金をあてにしてきた姿は、絶対に「自立」でも、「自治」でもない！

日本社会を劣化させている原因は単に、役所だけではない。政界にも、経済界にも、教育界も、そして何よりも税金を福祉や補償という形で要求する個人にまで広がっている。

関西経済同友会 自立型地域社会を考える委員会は、ここに本来の活力を取り戻す一つの指針を提言する。

本提言は主として、「大阪維新」運動が動き出した大阪府・大阪市を対象としている。しかしながら、大阪の低迷の背景には中央政府における構造化した腐敗と硬直化がある。大阪の低迷の背景には中央政府における行き過ぎた個人保護、企業活動に関する規制、肥大化した行政サービスなど諸制度の硬直化がある。

大阪を正常化するには中央政府を正常化せねばならず、中央政府を正常化するには大阪を正常化せねばならない。

ゆえに、単に大阪のみの工夫でできることを推進するだけでなく、「上からの近代化の強制」に関わる法令・制度そのものを見直し、「自立都市・なにわ、持続可能な自治」を再生してゆく。そのことが大阪発の「日本復興」の旗印となるものである。そしてこれは世界経済の新しい方向を示すものでさえある。

II. 現状認識—日本の抱える「病」と処方箋

消防当局が市民に対し“救急車はマイカーではありません”と呼びかけねばならない状況がある¹。給食費を支払えるだけの経済力がありながら、支払わない²。“ワーキング・プア”が存在する一方で、“ニート”が存在する。

このような「甘え」は、個人はもとより企業や行政においても同様に見て取ることができ、こうした社会全体における主体性の欠如こそが、日本全体の抱える最大の「病」なのである。

本章では、大阪の現況をもとに、個人、企業、そして行政の3つの切り口で「病」の背景たる課題を抽出するとともに、その「処方箋」すなわち課題解決に向けた大きな方向性について指摘する。

1. 3つの依存

(1) 個人の依存

日本国憲法は、国民の義務として、教育の義務（26条2項）、勤労の義務（27条1項）、納税の義務（30条）の3つを定めている。

確かに、「引きこもり」や「ニート」という言葉があり、その一部には明らかに働けるにも関わらず働こうとしない者もいる。生活費は親や親族に依存し、あるいは失業保険、生活保護を受給している場合もある。

天然資源の乏しいうえに、人口減少社会に入った我が国において、義務としての勤労を放棄し、生活を他者や国に依存し続ける層がさらに増えるようであれば、我が国が活力を取り戻すことは不可能である。

(2) 企業の依存

市場原理主義の行き過ぎは弊害も伴うが、基本的に、資本主義においては「神の見えざる手」による市場原理に基づいた競争が行われ、企業はより良い製品・サービスの開発・提供をし、それが出来ない企業は淘汰されてゆく。適切な競争原理が働くことで、技術開

¹ 神戸市ホームページ (<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/information/qccamp.html>)

² 毎日新聞 2012年3月3日付記事。「大阪市立の全297小学校で10年度末現在、保護者に支払い能力があるのに未納となっている給食費が計約4890万円に上っている。催促しても、保護者が「ケータイの支払いが先」「義務教育なので無料のはず」などと渋るケースが続出。市教委が支払い督促の申し立てなど法的措置を取ったのは4%の約215万円にとどまっており、市の外部監査を担当した公認会計士は積極的に請求するよう求めている。市教委によると、02～10年度の累計未納者（児童）数は延べ2447人。市教委は、生活保護受給世帯など経済的に困難な家庭に対しては給食費の支払いを免除しており、未納者には支払い能力があるとみられる。しかし実際には、▽電話や文書で督促しても応答がない▽督促に対し「学校に行く」と返事したのに現れない▽夏休みに職場まで行ったが払わない――などの例が相次いでいる。市では10年度に市税などの滞納者への徴収を強化するチームを結成し、給食費の滞納についても法的措置を取るようになった。市教委のガイドラインでは、3カ月以上の未納で校長が保護者と面談して請求。応じない場合は督促状を交付し、未納期間が6カ月を超えれば「校長意見書」を市教育長に送付して法的手続きを求める。だが、保護者との関係悪化を恐れる校長のところで手続きがストップしているのが現状。「給食制度に反対」だとして拒む親もいるという。市内のある小学校長は「子ども手当の支給日に支払いを催促したり、目の前で計算機をたたいたりしたこともある」と苦勞を打ち明ける。10年度末現在で支払いを督促された保護者は13人（最高額で約46万円＝延べ7年分）。監査報告書で「納付している保護者の納得が得られずモラルハザードの温床になりかねない」と指摘された市教委は「法的措置のハードルを下げるなど対策を考えたい」としている。民法は、債権は請求しなければ原則10年で消滅すると規定。例外的に1～5年の短期消滅時効を定めており、「生徒の教育や衣食にかかる債権」は「生産者や商人が販売した商品についての債権」などと並んで2年で時効になる。」

発が促進され、社会は進歩してきた。

しかし、産業全体をみると、規制され、競争原理が働いていない分野も見受けられる。既に当初の根拠を失い、単に既得権益擁護のためにのみ残されている規制は撤廃し、自由競争の中で企業が自らを発展させ、社会を進歩させて行く仕組みに改めなくてはいけない。

(3) 行政の依存

我が国の国家財政は危機的状況にある。財政赤字は、対GDP比で8.7% (2011年)、公的債務残高は対GDP比で212.7%となっている。これは、政府が全国一律のバラマキをはじめ、財政出動を続け、財政赤字を拡大させてきたことが原因であるが、国からの補助金・振興方策に依存した地域経営を続けてきた地方自治体側も問題がある。

国の借金で自治体の台所を賄うようでは、自治体の自立など望むべくもない。

2. 「病」への処方

以上にあげたように、個人、企業、行政それぞれが「依存」から脱却し、自立を果たすことこそが、地域の自立へとつながり、これこそが病に対する処方に他ならない。換言するならば、個人、企業、行政の自立こそが、日本の抱える「病」から脱する鍵となる。

(1) 個人の自立

個人の自立を促していくには、自助（個人・家庭）の精神と共助（地域コミュニティ）の精神の涵養が必要である。かつて、地域社会には「助け合い」の精神のもと、地域の課題は地域住民で解決しようという「共助」の精神があった。そして、その共助の精神の根底には、各人の自分でできることは自分で行うという「自助」の精神があった。

しかし、地域の過疎化や都市の過密化によって昔ながらのコミュニティは成り立たなくなり、こうした自助や共助の精神は衰退し、虐待や孤独死、ひきこもりなど様々な問題に大きな影響を与えていると言われている。

しっかりとした地域社会を構築し、地域の行政がスムーズな運営をするためにも、個人の生活基盤、とりわけ努力すればしっかりと稼げる、働いた者が報われるような労働法制への見直しに取り組むとともに、真の弱者のみを保護し、「行き過ぎた保護への配慮」は改めることが肝要である。

(2) 企業の自立

企業の自立のためには、企業の自立を促す環境づくりが必要である。保護主義的な産業政策は改め、真に自由な競争のなかで、互いに切磋琢磨しながら成長していく環境を構築していかななくてはならない。

そのためには、現在の企業活動の足かせとなるような規制を改めるとともに、新規参入のしやすい市場環境の整備を構築していくことが肝要である。

(3) 行政の自立

ヒト・モノ・カネ・情報が急速に、またグローバルに動く現代において、いわゆる「1940年体制」を温存した許認可・経済統制型の中央集権体制ではその変化に十分に対応できるとは言い難い。また、世界では国家間競争と同時に都市間競争へと競争が起こっている。我々にとっての競争相手は、上海であり、ソウルであり、ニューヨーク、パリ、ロンドンなどの都市である。各地域がそれぞれの特色を十分に活かした魅力ある地域づくりを進めることが、今後の日本にとって必要となる。同時に、それらの後ろ盾を国家が担うことは今後も変わらない。スリム化して国家を強くし、日本の諸都市の競争をバックアップできる体制が必要である。現在、大阪で実現に向けた議論がなされている「ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営」と共に、「自助を支える歴史に根ざした活力ある地域社会づくり」を推進し、行政組織の役割と在り方を再度見直すとともに、可能な限り行政サービスを民間へと移譲し、行政組織自体をスリム化していくことこそが行政の自立、国家の再生につながると考える。

Ⅲ. 提言 「病」の克服と自立のための方法

前章までは、過度の依存体質による経済・社会活力の停滞・低下を招いているという、日本が抱える「病」の病状について述べてきた。

本章では、病を克服するための処方と地域・個人の自立を促すための視点・考え方を提示する。

1. 個人の自立促進

提言 1 労働規制の見直し

1-1 「最低賃金制度の弊害」の再考

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度であり、昭和 34（1959）年に施行された最低賃金法に基づく制度である。同法は“この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること”を目的としている。

施行から 53 年を経て、同法の目的は現在の社会・経済状況にそぐわない部分が出てきている。

最低賃金制度は、賃金の最低額を固定し、高齢者やゆとり世代、長期失業者などの就業・再就業チャンスを妨げ、賃金の公的統制としての側面が大きくなってきているのではないか。

最低賃金制度を廃止すると、就業チャンスを拡大し、国内産業空洞化を止めることができるのではないか。イギリスにおいて、サッチャー改革で真っ先に行われており、我が国でも敢えて議論すべき時期である。

提言 2 「行き過ぎた保護」の見直し

2-1 「真の弱者のみを救う、真のセーフティネット」の構築

本来、生活のセーフティネットとは、1. 労働能力の維持・増進（＝あれば働ける可能性がある）、2. 親族や友人とのつきあい（＝あれば助けてもらえる）、3. 働く意欲の 3 つにより成立するものであろう。

しかし、現在「セーフティネット」として議論の対象となっている生活保護は、その実態に鑑みるならば、上記の 3 つを損なう方向に機能している面があると言えないであろうか。セーフティネット構築に関しては、根本的に見直すべき時期に来ている。

弱者救済は、基本的に「自助と共助」による相互扶助に委ねる。「公助」としての政府・自治体によるものは、重度精神障害、重度身体障害、重度依存症、重度疾病、一家離散、自己破産、高齢などの生活保護以外の手段で生存できないものに対象を限定する。

また、救済方法については、現物支給、飢餓対策を基本とし、居宅主義だけでなく、施設主義の利点にも目を向け、施設管理については民間入札の導入も行うべきである。

これにより、現在問題となっている生活保護の不正受給は、大幅に予防できる。弱者救済（生活保護）は貧民救済・多重重度障害者救済に限定することで、真に生活保護が必要な人々が迷惑を被らないセーフティネットを構築する必要がある。

2-2 「過度のプライバシー尊重」の見直し

「個人情報の保護に関する法律」（略称：個人情報保護法）が平成 17（2005）年に全面施行された。同法は、高度情報化社会の到来に対応するため、「個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としている。

しかし、同法については一部に誤解や過剰反応がみられ、社会・経済活動のボトルネックとなっている場合もある。例えば、小中学校の学級緊急連絡網リストが作成されなくなる事態も起きている。あるいは、国の政策立案には不可欠な基礎データである「国勢調査」への協力拒否も発生している。

「個人の情報」「プライバシー」を理由に調査協力を拒否するのであれば、それは「誤解」であり、過剰な権利意識と言わざるを得ない。国勢調査については、統計法により、調査対象者に調査票に記入・提出する義務（報告義務）が課されている³。

政府は、同法の趣旨の周知徹底をさらに進めることは当然だが、それにも関わらず国民側の「過剰な権利意識」が変わらないのであれば、同法の大幅な改正を考えるべきである。

2. 企業の自立促進

提言 3 自由化政策の推進

3-1 企業や業界を縛る規制の撤廃

自由な競争は資本主義のダイナミズムの源である。そして、健全な自由競争が成立する要件の一つとしては、新たなプレイヤーが常に参加してくることであり、新規参入がしやすいことが重要である。

モラルを欠いた競争、市場原理主義の行き過ぎがどのような結果をもたらすのか。その

³ 統計法第 13 条（報告義務）行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

一例を我々は先のリーマンショックを通じて体験している。

しかし、だからといって市場原理を全否定してしまうことは、社会の活力を低下させるだけである。消費者の利益、自然環境が守られるという制約下において、自由競争は大いに行われるべきであり、その妨げとなっている規制は撤廃するべきである。

3. 行政の自立促進

提言 4 民営化を意識した組織の一層のスリム化

4-1 民営化の徹底

公的部門の行政改革は、単なる人員整理ではなく、国民の依存をうむ行政サービスそのものに在り方にメスを入れなければ、実施の価値は半減する。「小さな政府」として担うべき業務以外は民間に委ねることを原則とし、必要最低限の行政サービスのみを残す、規制を全面的に見直し、市場競争のモラル破壊を阻止する規制のみに特化するという、発想の転換が必要である。

一般的に地方分権社会では、公共事業、教育、社会福祉、産業政策などについては、責任と財源を国から地域に移譲し、地域の経済力とニーズに即して、地域がサービス水準を決定することになる、と言われている。しかし、移譲されたからといって、国と地方を合わせた長期債務が1,000兆円に達しようとしている現状⁴では、現行のサービス自体を持続できる可能性は無い。

地域の経済力に応じて、高齢者福祉、医療、教育なども聖域無く見直さざるを得ない。その際には、自治体がサービス提供を担うのではなく、自助を原則とし、社会起業、コミュニティ・ビジネスなどをはじめ、あくまでも民間がサービス提供を実施する状況をつくりださないと、現状を変えることはできない。現業部局、公立機関、独立行政法人、特殊法人、外郭団体を見直し、民間法人に転換し、独立採算制を原則とし、必要なサービスを効率的に提供できる体制にする。教育も「聖域」とすることなく、国公立の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学の民営化についても考えるべき時にきている。

4-2 不正を許さない情報公開・監視の徹底 ～民営化に伴う監視の強化～

あらゆる業務を可能な限り民営化する前提として、自治体はもとより、税金や社会保障費の投入を受けたり、公共施設などを運営したりする企業、諸法人、NPOなどの不正・汚職の監視を強化することが不可欠である。具体的には、国民への情報公開を徹底し、国民による監視を強化すべきである。

⁴ 財務省資料では、平成24年度末において940兆円程度（対GDP比196%）としている。
http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/201204/sy2404g.pdf

提言5 自立した地域としての関西州の責務

5-1 関西州の実現と国家債務の「相応分」の返済

GDP換算で関西州の経済力は日本全体の約15%である⁵。関西州が実現した場合、この経済力や人口などを勘案して、国家の借金を関西州の責任であるとして引受けることを検討すべきである。これが真に自立した地域としての責任ではないか。関西州が実現した暁には、自立した地域としての姿勢が示されることを期待する。

借金返済は関西州民、民間企業、行政にとっても苦しい道のみであることには間違いない。これを規制緩和による経済活性化と経済特区、教育特区等をすすめ、人、物、資金の流入を促進させ、民の力を最大限発揮させ、イノベーションを起すことを通じ返済を果たすものとする。

ただし、国家財政において、プライマリーバランスが均衡し、関西州実現までに、これ以上の新たな借金の発生が止まることが前提である。

⁵ 出所 『2011 関西経済白書』資料編 p 7。数値は2009年。「関西」とは、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

おわりに

本提言で、我々が述べたかったことは、他責的に問題を捉えるだけで、過度に他者に依存する姿勢・態度・風潮が、今の日本の活力を低下させているのではないか、ということである。

他者への過度な依存という「病」からの脱却、すなわち「自立」することで、個人が活力を取り戻し、地域が活力を取り戻し、日本が活力を取り戻していくはずであり、そのための方法を議論するきっかけを提示することが、本提言に通底する思いである。

この提言が、忌憚りの無い議論の端緒となれば幸いである。

また、時間的な制約から、今年度の委員会活動においては十分に議論できなかったが、個人、企業、行政の自立を促すうえで、今後考えるべき論点として、次の2点を挙げる。これらについては、本来の目的と現在の社会・経済の状況を照らし合わせ、その在り方について考え直す必要がある。

○特定団体への過度の優遇措置、保護についての検討

特定の団体、業界に対する過度な優遇措置が存続し、それが新規参入障壁となり、自由競争を妨げ、社会・経済の活力が損なわれているのであれば、措置自体の是非を考える必要がある。優遇措置が講じられた時代と現在とでは社会・経済情勢が変化し、措置の必要性が薄くなっている、または無くなっているのであれば、単に「既得権益」として聖域化するのではなく、見直しについての議論を行うべきである。

○国旗・国歌に対する公務員の意識のあり方についての検討

日章旗（日の丸）・君が代は、平成11年（1999年）に公布・施行された「国旗及び国歌に関する法律」（国旗国歌法）により、我が国の国旗・国歌として定められている。

個人の「思想・良心の自由」の問題であるとして、法律で定められる国旗・国歌を認めないという態度は、税金が自らの給与の源泉となっている公務員の立場にある者の態度としては、納得しがたい面もある。

憲法で保障されている思想・良心の自由は尊重されるべきであるが、公務員としての立場にある者が、国旗・国歌を否定するということがどこまで許されるのかについては、「個人の権利の行き過ぎた保護」を考える試金石として大いに議論がなされることを期待する。

以上

活動状況

(役職は実施当時のもの)

平成23年

6月21日 第1回正副委員長会議
「平成23年度の活動方針案について」

7月12日 講演会・正副委員長会議
「スイスに見る『自立した地域社会』の姿」
講師：元京都大学・大阪大学教授
西郷義塾主宰 上田 篤 氏

9月27日 講演会（梅北委員会との共催）
「関西の復権と創造」
講師：広域連合長・広域防災担当委員
兵庫県知事 井戸 敏三 氏

平成24年

4月12日 第3回正副委員長会議
「平成23年度提言案について」

4月24日 常任幹事会・幹事会にて 提言案『日本の抱える「病」克服と自立のための方法』を審議

5月 8日 提言『日本の抱える「病」克服と自立のための方法』を記者発表
--

平成 23 年度 自立型地域社会を考える委員会 正副委員長およびスタッフ名簿

平成 23 年 4 月 24 日現在(敬称略)

共同委員長	平岡 龍人	学校法人 清風明育社	理事長
共同委員長	大橋 光博	阪神高速道路(株)	取締役会長兼社長
副委員長	今井 雅則	戸田建設(株)	常務執行役員 大阪支店長
〃	大津 健次	西日本高速道路(株)	取締役常務執行役員
〃	大野 益民	(株)日本政策投資銀行	関西支店 業務部長
〃	奥田 吾朗	学校法人 大阪国際学園	理事長
〃	斎藤 正彦	パナソニック(株)	秘書グループ 関西財界総括部長
〃	篠崎 由紀子	(株)都市生活研究所	代表取締役
〃	高江洲 文雄	(株)コミュニチュア	取締役社長
〃	辰巳 浅嗣	学校法人阪南大学	常任理事・阪南大学学長
〃	田中 成人	田中会計事務所	代表税理士
〃	田中 英俊	学校法人 大阪夕陽丘学園	理事長・学園長
〃	戸川 和良	近畿日本鉄道(株)	専務取締役
〃	戸谷 典嗣	(株)エヌ・ティ・ティ ネオメイト	取締役社長
〃	根来 茂樹	(株)りそな銀行	常務執行役員
〃	萩尾 千里	(株)大阪国際会議場	取締役社長
〃	廣江 謙	関西電力(株)	常務取締役
〃	村田 吉優	(株)サイネックス	取締役社長
〃	和田 誠一郎	和田誠一郎法律事務所	弁護士
スタッフ	澤 正明	サンヨー化成(株)	社長
〃	小林 武則	コバヤシ産業(株)	社長
〃	平岡 憲人	学校法人 清風明育社	専務理事・校長
〃	原 広行	阪神高速道路(株)	総務人事部 秘書課 会長兼社長秘書 秘書役
〃	小原 明生	阪神高速道路(株)	経営企画部経営企画課課長代理
〃	藤田 謙	戸田建設(株)	大阪支店次長
〃	濱野 昌志	西日本高速道路(株)	経営企画部経営企画課課長代理
〃	齊藤 成人	(株)日本政策投資銀行	関西支店企画調査課課長
〃	貞光 啓史	学校法人 大阪国際学園	学務部 枚方キャンパスセンター グループ長
〃	辻岡 祐二	(株)コミュニチュア	企画総務部秘書室担当課長
〃	鶴谷 昌也	学校法人阪南大学	企画調査課長
〃	川口 武史	田中会計事務所	事務局長
〃	松井 利喜	近畿日本鉄道(株)	総合企画部長
〃	加藤 信二	(株)エヌ・ティ・ティ ネオメイト	経営企画担当課長
〃	山嶋 浩二	(株)りそな銀行	コーポレートガバナンス事務局セクレタリアットオフィサー

スタッフ	藤田 浩	関西電力(株)	総務室庶務グループマネージャー
〃	木村 信子	和田誠一郎法律事務所	認定司法書士
代表幹事 スタッフ	西村 昌	西日本電信電話(株)	総務部企画担当部長
〃	古江 健太郎	西日本電信電話(株)	総務部企画担当課長
〃	池田 光政	西日本電信電話(株)	総務部企画担当主査
〃	絹川 直	(株)大林組	理事 経営企画室大阪企画部部長
〃	潮 恵一郎	(株)大林組	経営企画室大阪企画部副部長
〃	矢島 健	(株)大林組	経営企画室大阪企画部副課長
事務局	齊藤 行巨	(一社)関西経済同友会	常任幹事・事務局長
〃	松尾 康弘	(一社)関西経済同友会	事務局次長兼企画調査部長
〃	與口 修	(一社)関西経済同友会	企画調査部課長
〃	本宮 亜希子	(一社)関西経済同友会	企画調査部